

豊中市通所訪問型短期集中サービス業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 実施目的

豊中市の一般介護予防事業における通所訪問型短期集中サービス業務を効果的かつ効率的に実施することを目的として、当該業務を事業者委託します。

委託事業者の選定において、本事業の実施を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施します。

2. 委託業務概要

- (1) 業 務 名 豊中市通所訪問型短期集中サービス業務
- (2) 業務の目的 要支援認定やフレイルハイリスクと判定された高齢者など、生活機能が低下した高齢者等に対し、通所と訪問を組み合わせ、短期集中的に保健・医療及び福祉の専門職が指導・介入することにより、対象者の生活機能を改善し、地域において自立した日常生活が可能となることを目的とする。
- (3) 委 託 内 容 「豊中市通所訪問型短期集中サービス業務委託仕様書」を参照
- (4) 委 託 期 間 契約締結日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日まで。ただし、契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までは準備期間とする。
※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づいて長期継続契約とする。
- (5) エ リ ア 数 市内 4 エリアとする（別添エリア表参照）

3. 公募単位

公募単位はエリアごととし、同一事業者による複数エリアの応募も可とする。ただし、各エリア内に実施会場を必ず設置すること。

4. 提案上限額

1 エリアあたり（単年度） 27,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 参加資格

本件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

6. 公募選定にかかる日程

項目	日時
実施要領の公表	10 月 8 日（木）
公募参加意向表明書 兼 公募説明会の参加申込の提出	10 月 22 日（木）午後 5 時まで（必着）
公募説明会（オンライン）	10 月 26 日（月）午前 10 時から 11 時
質問事項の受付	10 月 29 日（木）午後 5 時まで（必着）
質問事項への回答	11 月 5 日（木）
企画提案書の提出期限	11 月 12 日（木）午後 5 時まで（必着）
第一次審査（書類審査）	11 月 17 日（火） *各エリアの提案者が 4 者以上の場合のみ実施

第一次審査結果の通知予定日	11月24日（火）
第二次審査（プレゼンテーション）	12月7日（月）午後1時から午後5時（予定） 12月8日（火）午前9時から正午（予定）
第二次審査結果の通知予定日	12月14日（月）以降
委託契約の締結予定日	12月下旬以降
選定結果の公表予定日	12月下旬以降

※いずれも、令和8年（2026年）。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

7. 公募説明会（必須）

公募を検討されている場合は必ずご参加ください。

【開催日時】令和8年10月26日（月）午前10時から午前11時

【開催場所】オンライン（ZOOM）開催

【参加方法】「公募参加意向表明書 兼 公募説明会参加申込書」（様式第1号）を電子メールで提出

※申込の提出期限：令和8年10月22日（木）午後5時

【提出先】kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp

（豊中市 健康医療部 健康推進課 健康支援係）

8. 質問書の受付

本実施要領および仕様書の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式第2号）を電子メールで提出してください。

【提出期限】令和8年10月29日（木）午後5時まで（必着）

【回答方法】令和8年11月5日（木）に市ホームページで回答します。

※電話・ファックスでの質問は一切受け付けません。

＜応募前に必要な提出書類＞

様式第1号	公募参加意向表明書兼 公募説明会参加申込書	令和8年10月22日（木）午後5時まで
様式第2号	質問書	※質問があれば令和8年10月26日（月）～令和8年 10月29日（木）まで
様式第3号	公募参加意向表明辞退届	令和8年11月12日（木）午後5時まで

9. 企画提案書等の提出

同一事業者が複数エリア分を提案することは可能とします。ただし、エリアごとに下記＜応募に必要な書類＞を提出してください。

【提出期限】令和8年11月12日（木）午後5時まで（必着）

【提出先】豊中市 健康医療部 健康推進課 健康支援係

豊中市中桜塚 4-11-1（豊中市保健所 2 階）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：06-6858-2236

【提出方法】持参（土日および時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅配便等）とし、電子メールの提出は不可とする。なお、送付の場合は提出書類の到達について確認すること。また、令和8年11月12日（木）午後5時までに上記提出先に到着しているもののみ有効とする。

【応募書類】

- ① 提出する書類の規格はA4判片とじ・横書き・両面とする。
- ② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 全体にページを付け、目次を付ける。
- ④ 提出部数は6部とし、下記提出書類に項目ごとのインデックスを付け全体をファイル等で綴る。また、PDF形式にしてCD-R等メディアに保存したものを1枚提出すること。

【応募書類の取扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。
- ② 提出書類はいかなる場合でも返却しません。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがあります。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めません（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

＜応募に必要な書類＞

			留意事項等
1	様式第4号	申込書	・申し込むエリアに○印をつけてください。
2	様式第5号	提案者の概要	・「常勤従業員数」は、企画提案書提出時点の現員をご記入ください。 ・「業務内容」は代表的な業務分野をご記入ください。 ・「組織図」は別紙の提出でも可能とします。
3	様式第6号	提案者の業務実績	・令和元年度（2019年度）以降に受注した地方公共団体の介護保険制度にかかる地域支援事業の実績をご記入ください。
4	様式第7号	統括責任者及び担当者の業務実績	・「従事分野の経歴等」は、本業務で担当する分野について最終学校卒業後の経歴をご記入ください。
5	様式第8号	入札参加停止措置	・措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわか

		等状況調書	る書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書類による警告を受けた場合はその写しを添付してください。
6	様式自由	企画提案書	・企画提案は1エリアごと1提案とします。同一事業者が複数エリア分を提案することは可能。 ・提案内容は仕様書及び後述の審査項目に基づいて提案し、審査項目ごとに記載すること。 ・作成にあたって提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者の名称や商号などを記載しないこと。 ・想定する実施会場と地図を明記すること。
7	様式自由	業務計画予定書	・用紙1枚に収まるようにご記載ください。
8	様式自由	見積書（A4判任意様式）	・見積書は1エリア毎の見積もりとし、必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載または添付すること。なお、人件費は、通所・訪問・体力測定会にかかる費用の内訳を明記すること。 ・見積金額は税抜きで表記し、税額及び税込額がわかるよう明記すること。
9	様式自由	プレゼンテーション資料	・第二次審査にて使用するプレゼンテーション資料と同一のものとする。

10. 選定方法

市職員で構成する選定委員会において、エリアごとに企画提案書、見積額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、受託候補者を選考します。なお、第一次審査は同一エリアに4者以上の提案者があった場合のみ実施することとします。

審査はエリアごとに行います。企画提案書および提出書類等に基づく第二次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で、最も順位の高い者を各エリアの受託候補者とします。第二次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案は、順位が1位の場合であっても受託候補者としません。なお、得点と同じ場合は、選定委員会で最終合議のうえ決定するものとします。また、受託候補者の無いエリアがある場合、全エリア（4エリア）で総合評価の高い提案者から順に、別エリアで追加の受託が可能なかを交渉します。

〈第一次審査（書類審査）〉

- ① 提案者が4者以上あるエリアは、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点より順位を決定し、上位3者で第二次審査を行います。第一次審査が無い場合は、その旨を令和8年11月24日（火）に応募者に通知します。

【日 時 等】 令和8年11月17日（火）提案者が4者以上のエリアで書類選考を行う。

【結果通知】 令和8年11月24日（火）以降にメールにて結果を通知する。

〈第二次審査（プレゼンテーション）〉

【日 時 等】 令和 8 年 12 月 7 日（月）午後 1 時から午後 5 時 または
令和 8 年 12 月 8 日（火）午前 9 時から正午
※日程、時間等の詳細は別途連絡する。

【発表時間等】 30 分程度

＜内訳＞

- ・発表時間：15 分以内（ただし複数エリアの提案の場合は+5 分以内を追加）
- ・質疑応答：15 分程度

【発 表 者】 当日の発表者は 1 提案あたり 3 人以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案事業者の雇用する従業員とする。

【資 料】 企画提案書もしくは提出済みのプレゼンテーション資料。

【審 査 項 目】 以下の項目（次項参照）に関して審査しますので、制限時間内にこれらの項目を含めてわかりやすく説明してください。

【審査結果の通知】 第 2 次審査の結果は、すべての提案に対して令和 8 年 12 月 14 日（月）以降にメールにて通知します。なお、市と仕様及び価格などを協議の上、市の内部手続きを経て、本業務の受注者として決定することになるため、受託候補者の通知をもって本業務の受注者を約束するものではありません。

【選定結果の公表】 選定結果は、市のホームページ等により公表します。

【審査基準】

	審査項目	審査内容	評価点
1	事業目的・基本的な考え方	事業の主旨や本市の取り組みを十分に理解している	5 点
2	業務実績	① 提案者は、本業務を遂行するための業務実績を十分に有している ② 統括責任者および担当者は、本業務を遂行するための業務経験を十分に有している	10 点
3	本事業の実施体制・実施計画について	① 実施体制（人員基準等）が適切である ② 職員の資質向上のための教育体制を整えている ③ 実施計画、事業の全体スケジュールが適切である ④ 苦情対応や送迎の連絡・調整などに対する体制および緊急時の対応等の連絡・安全管理体制を整えている	20 点
4	実施内容について		
	個別プログラムについて	① 豊中のはつらつ教室および体力測定会の開催曜日・時間が分散され、対象者が参加しやすいよう配慮されている ② 生活課題の改善やセルフケア能力の向上に向けた効果的な支援を行っている ③ サービス利用後も本人が自ら継続できる運動指導や地域資源活用支援を適切に行っている ④ はつらつ手帳を効果的に運用している ⑤ 利用開始時訪問が効率的かつ適切に実施することができる	25 点
	教室の効果検証について	業務実績報告書は、実績及び事業の効果検証を含み、当該業務における課題改善策を記載した内容である。	10 点
5	運営について	① 関係機関と連携し、地域資源を紹介・参加促進する体制が整っている。委託者との連携や報告体制が整っている。 ② 通所プログラムに関して、参加継続のための仕組みづくり、工夫がなされている ③ 体力測定会に関して、参加継続のための仕組みづくり、工夫がなされている	20 点
6	見積額		10 点
7	過去の処分歴等		
	公募日から起算し、過去 3 年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を 6 か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去 3 年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合。		－7 点
	公募日から起算し、過去 3 年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の 6 か月未満の処分を受けたことがある場合。		－3 点

11. 提案者失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・企画提案書を提出後に上記 5. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令ならびに豊中市の関係条例および関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

12. 契約

- (1) 受託候補者となった者には、令和 8 年 12 月下旬以降を目途に、市と契約手続きを行う。
- (2) 契約内容および仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。
この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 審査の結果、エリアごとの第一優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合には、次点の提案者と協議を行い、協議が成立すれば当該事業者と契約の締結を行う。
- (4) 本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。ただし、豊中市財務規則第 110 条第 3 号の規定に該当すると発注者が認めたときは、契約保証金を免除することができる。

13. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案事業者の負担とする。
- (2) 審査委員会の構成員、提案事業者名簿等、他事業者の応募状況の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡をするとともに、参加辞退届（様式第 9 号）を下記事務局あてに提出すること。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはいししない。

14. その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

15. 事務局（問い合わせ先）

豊中市健康医療部健康推進課健康支援係 担当：遠藤・山寺・服部

〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1（豊中市保健所 2 階）

電話 06-6858-2236（直通） FAX 06-6152-7328

E-mail kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp

別添＜エリア表＞

令和8年（2026年）4月1日現在
（単位：人）

エリア	校 区	高齢者人口	計	エリア	校 区	高齢者人口	計
北東エリア	北 丘	2,324	27,676	北西エリア	桜井谷	2,545	26,869
	東 丘	2,856			桜井谷東	2,795	
	西 丘	2,194			刀根山	3,784	
	南 丘	2,914			大 池	3,729	
	新 田	2,241			螢 池	2,685	
	新田南	2,191			箕 輪	1,889	
	北緑丘	2,697			克 明	3,058	
	少 路	2,698			桜 塚	2,399	
	野 畑	3,078			上 野	3,985	
	東豊台	2,329					
	東豊中	2,155					
南東エリア	東泉丘	1,699	25,387	南西エリア	原 田	3,174	24,976
	熊野田	2,646			豊 島	3,522	
	泉 丘	2,989			豊島北	2,699	
	南桜塚	2,957			豊島西	2,202	
	寺 内	1,971			庄内さくら	7,156	
	緑 地	2,661			庄内南	2,504	
	北 条	2,325			庄内西	1,944	
	小曾根	1,666			千 成	1,775	
	高 川	1,585					
	豊 南	1,756					
	中豊島	3,132					

別添<エリアマップ>

